

防火設備 定期検査報告書作成要領

[埼玉県内・令和4年11月版]

編集・発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会
編集協力 埼玉県内特定行政庁

防火設備 定期検査報告書作成要領

目 次

第1編 防火設備 定期検査報告書作成要領

- | | |
|---------------------|-------|
| 1. 定期検査報告書 | ----- |
| 2. 検査結果表 | ----- |
| 3. 検査結果図(別添1様式(A3)) | ----- |
| 4. 関係写真(別添2様式(A4)) | ----- |
| 5. 定期検査報告概要書 | ----- |
| 6. 定期検査業務について | ----- |

第2編 防火設備 定期検査報告書の提出について

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 定期検査報告書の提出について | ----- |
| 2. 書類の作成方法について | ----- |

「参考資料」

- 埼玉県内報告対象建築物一覧
- 建築物用途の区分
- 埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年 埼玉県条例第37号)(抄)
- 埼玉県内特定行政庁一覧

第1編 防火設備定期検査報告書作成要領

一定の防火設備の管理者(管理者がいない場合は所有者)は、一定の時期に一定の資格を有するもの(以下「検査者」という。)に検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません。

管理者又は所有者から依頼を受けた検査者は、国家資格の保持者として防火設備の作動状況等の安全性についての的確に検査をします。

防火設備の定期検査は、建築基準法施行規則第6条第2項の規定により「防火設備の状況について安全上、防火上支障がないことを確認するために十分なものとして行うもの。」とされ、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は平成28年国土交通省告示第723号によります。

なお、実際の検査は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「防火設備定期検査業務基準(2020年改訂版)」により行ってください。

* 防火設備定期検査業務基準の関連事項について

本作成要領において関連事項については業務基準に基づいて記載しました。例えば防火設備定期検査業務基準の29ページに記載されている場合には、右上または文末に(業務基準-P29)と記載しました。

* 防火設備定期検査報告書及び定期検査報告概要書の様式について(業務基準-P20~P23、P32~P34)

特定行政庁に報告する定期検査報告書(第三十六号の八様式)、定期検査報告概要書(第三十六号の九様式)は、[埼玉県建築安全協会のホームページ \(http://skjak.jp\)](http://skjak.jp)からダウンロードして使用してください。

1. 定期検査報告書

(1) 第一面関係

第三十六号の八様式(第六条関係) (A4)

* 青字は記入例

定期検査報告書

(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。
この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

*1 ○○○○

様

*2

年

月

日

株式会社○○管理

*3 報告者氏名 代表取締役 埼玉 次郎

① 検査者氏名

安全 太郎

② 【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○○○ ダイヒョウトリシマリヤク サイトマ タロウ
【ロ. 氏名】 株式会社 ○○○○ 代表取締役 埼玉 太郎
【ハ. 郵便番号】 336-00××
【ニ. 住所】 さいたま市南区鹿手袋○-△-× ○○ビル2階
【ホ. 電話番号】 048-○○○-○○○○

② 【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○カンリ ダイヒョウトリシマリヤク サイトマ ジロウ
【ロ. 氏名】 株式会社 ○○管理 代表取締役 埼玉 次郎
【ハ. 郵便番号】 330-00××
【ニ. 住所】 さいたま市浦和区常盤○-△-× ××ビル1階
【ホ. 電話番号】 048-○○○-○○○○

【3. 報告対象建築物】

*4 【イ. 所在地】 さいたま市浦和区常盤○-△-×
【ロ. 名称のフリガナ】 ××ビル
【ハ. 名称】 ××ビル
*5 【ニ. 用途】 飲食店・物品販売業を営む店舗

③ 【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

*6 (台帳番号: J-03-○○-○○○○)

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

定期検査報告書(防火設備)第一面～三面共通関係

(業務基準-P24～P26)

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

(*) 記入した内容の修正は修正テープ、修正液の使用はできません。

(1)第一面関係の注意事項、補足事項

(業務基準-P24、P26)

[様式の(注意)]

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 【1.所有者】欄及び【2.管理者】欄は、所有者又は管理者が法人のときは、【ロ.氏名】はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、【ニ.住所】はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
建物名や階数、号室がある場合には記入してください。
【1.所有者】と【2.管理者】が同じ場合、【2.管理者】は「同上」「所有者に同じ」などでも可。
- ③ 第二面の【6.防火設備の検査の状況】欄の【イ.指摘の内容】において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、【4.検査による指摘の概要】欄の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
「レ」以外の記入は不要です。

[第一面関係の補足事項]

*1 報告先について

建築物の所在地が、さいたま・川口・川越・所沢・越谷・上尾・草加・春日部・狭山・新座・熊谷・久喜の場合は、市長としてください。それ以外の場合は、〇〇建築安全センター所長としてください。
(当作成要領に添付している「埼玉県内特定行政庁一覧」をご参照ください。)

*2 報告日について

日付欄は、建築安全協会の受付日が入りますので、提出時は空欄としてください。

*3 報告者氏名について

報告者は【1.所有者】と【2.管理者】が異なる場合は、【2.管理者】としてください。

報告者となりうる管理者は、所有者から防火設備の維持管理上の権原を委任されている管理者となります。

法人の場合は、法人名、役職名及び氏名を記入してください。

*4 【3.報告対象建築物】【イ.所在地】

住居表示を実施している地区では住居表示で記入してください。
地番の場合は代表地番を記入してください。

*5 【3.報告対象建築物】【ニ.用途】

参考資料「建築物の用途区分」を参考に記入してください。

*6 (台帳番号:)

防火設備の台帳番号は、特定建築物の定期調査報告、建築設備の定期検査報告と同じ台帳番号で、特定建築物の定期調査報告が必要でない建築物の場合は独自の番号です。
提出のご案内に記載があります。ご不明の場合にはお問合せ下さい。

(2)第二面関係

その1

① (第二面)

*青字は記入例

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

* 1

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
【ロ. 建築面積】 1,882.75 m²
【ハ. 延べ面積】 9,213.75 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

* 2

② 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 4 6 年 6 月 1 0 日 第 0000 号
③ 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和 4 7 年 3 月 2 5 日 第 0000 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

* 3

④ 【イ. 今回の検査】 令和 4 年 11 月 8 日 実施
⑤ 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 3 年 11 月 10 日 報告) 未実施
⑥ 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
防火設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
防火設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 () 階) 階避難安全検証法 () 階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 防火設備】

防火扉 () 枚) 防火シャッター () 枚)
 耐火クロススクリーン () 枚) ドレンチャージャー () 台)
 その他 () 台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 () 年) 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 () 年) 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

(2) 第二面関係の注意事項、補足事項 その1

(業務基準-P24、P25、P27)

[様式の(注意)]

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 【2.確認済証交付年月日等】欄の【イ.確認済証交付年月日】及び【ロ.確認済証交付者】は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、【ハ.検査済証交付年月日】及び【ニ.検査済証交付者】は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
指摘事項が要是正か既存不適格かの判断基準になりますので、増築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の内容についても確認してください。
- ③ 【2.確認済証交付年月日等】欄の【ロ.確認済証交付者】及び【ニ.検査済証交付者】は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
指定確認検査機関は「株式会社」や「一般財団法人」等も記入してください。
- ④ 【3.検査日等】欄の【イ.今回の検査】は、検査が終了した年月日を記入し、【ロ.前回の検査】は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。直前の検査日ではなく、直前の報告日を記入してください。
- ⑤ 【3.検査日等】欄の【ロ.前回の検査】は、今回の報告が新築・増築などではじめて報告対象となった場合など、前回報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 【3.検査日等】欄の【ハ.前回の検査に関する書類の写し】は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。3欄の「ロ」で「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、3欄の「ハ」の「有」「無」のチェックボックスには「レ」マークを入れしないでください。

[第二面関係の補足事項]

*1【1. 建築物の概要】	特定建築物の定期調査報告書に合わせて記入してください。 別棟(プロパン庫、自転車置場等)は含めません。
*2【2. 確認済証交付年月日等】 【イ.確認済証交付年月日】 【ハ.検査済証交付年月日】	直近の確認済証について記入します。 直近の検査済証について記入します。
*3【3. 検査日等】 【イ.今回の検査】	2日以上検査日数を要した時は、最終日を記入してください。 報告書は報告日の前2月以内に検査したものでなければなりません。
【ロ.前回の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 未実施 報告が初回の場合は、「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (年 月 日 報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

⑦ 【4. 防火設備の検査者】 * 3 その2
 (代表となる検査者)

⑧ 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 第 ○○○○○○ 号
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

⑨ 【ニ. 勤務先】

株式会社○×設計事務所
 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録 第 (○)○○○○ 号

⑩ 【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

⑧ 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 防火設備検査員 第 B△△△△△△△△ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

⑨ 【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

⑩ 【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

⑪ 【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

* 4 ⑫ 【ロ. 防火設備】

防火扉 (5 枚) 防火シャッター (7 枚)
 耐火クロススクリーン (18 枚) ドレンチャージャー (台)
 その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月 に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月 に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

〔様式の(注意)〕

- ⑦ 【4.防火設備の検査者】欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者(有資格者に限る)について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除(又は無記入に)して構いません。
- ⑧ 【4.防火設備の検査者】欄の【イ.資格】は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 【4.防火設備の検査者】欄の【ニ.勤務先】は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。防火設備検査員が個人の資格において業務を行う場合は、空欄としてください。
- ⑩ 【4.防火設備の検査者】欄の【ホ.郵便番号】から【ト.電話番号】までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 【5.防火設備の概要】欄の【イ.避難安全検証法等の適用】は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。
建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 【5.防火設備の概要】欄の【ロ.防火設備】は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャー等については、散水ヘッドの合計の個数をを記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

〔第二面関係の補足事項〕

- * 3 【4.防火設備の検査者】 その他の検査者が複数人いる場合は、第二面の別紙を使用してください。別紙は当協会のホームページからダウンロードしてください。
【ニ.勤務先】 検査者が一級建築士又は二級建築士の場合は、事務所登録番号を記入してください。
- * 4 【5.防火設備の概要】 【ロ. 防火設備】
検査対象である随時閉鎖式又は随時作動式の防火設備について記入します。
《枚数の考え方について》
防火扉で両開き親子開き又は折れ戸の場合はセットで1枚、2重折れ戸は1枚と数えてください。
防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、一の開口部に対して区画する防火設備を1枚として計上します(一の開口部が固定された枠で仕切られている場合は枠内の数とします)。
一の開口部が異なる種類の防火設備で区画されている場合は、隣接する同一の種類の防火設備は1枚とし、それ以外は扉又はカーテン部の数を枚数としてください。

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (年 月 日 報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 防火設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 防火設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 防火設備】

防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)
 耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (台)
 その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

* 5 その3
 ⑬ 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 ⑭ 【ロ. 指摘の概要】 防火扉(面積区画)、防火シャッター(堅穴区画)、耐火クロススクリーン(堅穴区画)
 ⑮ 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 4 年 1 2 月に改善予定) 無

⑯ 【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

⑰ 【8. 備考】

〔様式の(注意)〕

- ⑬ 【6.防火設備の検査の状況】欄の【イ.指摘の内容】は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

要是正(既存不適格を除く)がある場合	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	(<input type="checkbox"/> 既存不適格)	<input type="checkbox"/> 指摘なし
要是正の指摘のすべてが既存不適格である場合	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	(<input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格)	<input type="checkbox"/> 指摘なし
指摘がない場合	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	(<input type="checkbox"/> 既存不適格)	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし

- ⑭ 【6.防火設備の検査の状況】欄の【イ.指摘の内容】の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)は、【ロ.指摘の概要】に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備の種類(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー)及び当該防火設備が設置されている区画の概要((種類)面積区画、竪穴区画、異種用途区画、その他の区画)を明記してください。
- ⑮ 【6.防火設備の検査の状況】欄の【イ.指摘の内容】の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは【ハ.改善予定の有無】の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。改善予定が、ない項目とある項目がある場合、若しくは全てに改善予定がある場合には、改善予定年月のうち最も早い年月を記入してください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下「不具合」という。)について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、【7.防火設備の不具合の発生状況】欄の【イ.不具合】の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の【ロ.不具合記録】の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に行っているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の【ハ.改善の状況】の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
前回検査時以降不具合を把握していない場合は、7欄の「イ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ロ」及び「ハ」のチェックボックスには「レ」マークを入れないでください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、【8.備考】欄又は別紙に記載して添えてください。確認済証や検査済証が不明の場合、こちらにいつ頃竣工したのか記入してください。

〔第二面関係の補足事項〕

*5【6.防火設備の検査の状況】

【ハ.改善予定の有無】

有(改善予定)

改善予定が「有」の場合は検査結果表の改善(予定)年月のうち一番時期が早いものを記入します。

(3) 第三面関係

① (第三面)

防火設備に係る不具合の状況

② 不具合を把握した年月	③ 不具合の概要	④ 考えられる原因	⑤ 改善(予定)年月	⑥ 改善措置の概要等

(3) 第三面関係の注意事項

[様式の(注意)]

(業務基準-P26、P30、P31)

① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の【6.防火設備の検査の状況】欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

(前回検査時以降に不具合を把握した場合)

○今回検査前に改善済の場合 → 第三面に記載する。

○今回検査前に未改善の場合 → 第三面に記載しない。(今回の検査結果に記載する。)

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。

不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。

ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

2. 検査結果表

(業務基準-P35)

検査結果表は、実際に対象となる防火設備を検査し、その状況を記録して「定期検査報告書」の第二面の【6 防火設備の検査の状況】に取りまとめる原書に当たるものである。

防火設備の定期検査は、平成28年国土交通省告示第723号第1に示す検査項目、方法及び判定基準により行う。具体的には、検査は、防火設備の種類別の別表第一から別表第四に示す表の(い)欄に掲げる項目に応じ、(ろ)欄に掲げる事項について、(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定する。

* 検査結果表は、検査対象となる随時閉鎖式防火設備の種類(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等)のうち設置がない種類の検査結果表は添付する必要はありません。

* 防火設備定期検査報告及び定期検査報告概要書の様式について

検査結果表は、[埼玉県建築安全協会のホームページ \(http://skjak.jp\)](http://skjak.jp)からダウンロードしてください。

* 検査結果表の構成

(1) 防火扉	別記第一号
(2) 防火シャッター	別記第二号
(3) 耐火クロススクリーン	別記第三号
(4) ドレンチャーその他 の水幕を形成する 防火設備(「ドレンチャー等」という。)	別記第四号

別記第一号～第四号共通関係の注意事項

別記第一号～第四号の様式の(注意)については、別記第二号の一部を除いて共通です。

〔様式の(注意)〕

(業務基準—P41～P48)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面【4.防火設備の検査者】欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。 (P15の*1)
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄(業務基準—P36～39)に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。(防火シャッターだけに記載がある。)
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定[H28年告示第723号(業務基準—P325)]により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。**既存不適格については記入不要です。**
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

2. 検査結果表
別記第一号～第四号共通関係

別記第一号 (A4)

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏名	*1 検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者	*2	

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			*3
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)			結線接続の状況			
(10)			接地の状況			
(11)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(12)			劣化及び損傷の状況			
(13)			容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(15)	再ロック防止機構の作動の状況					
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況			
(17)			防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目 *4						

特記事項 *5				
番号	検査項目 *6	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(6)	連動機構:煙感知器			
(6)	煙感知器			

*1 「当該検査に関与した検査者」が二人以上いる場合は、「検査者番号」欄に番号を記入してください。

「当該検査に関与した検査者」が一人の場合は検査者番号欄及び担当検査者番号欄には番号を記入しません。(空欄)

注)検査者番号欄には、一級建築士又は二級建築士の登録番号や防火設備検査員資格者証の交付番号ではなく算用数字を1番から記入してください。(P16記入例)

*2 「その他の検査者」が三人以上いる場合は、「氏名」欄の枠内に複数名記入し、同様に「検査者番号」欄の枠内に複数名の番号記入するか、別紙(様式は特にありません。)を添付して下さい。

複数名記入の場合の記入例

	氏 名	検査者番号
代表となる検査者	安全 太郎	1
その他の検査者	安全 次郎 / 安全 三郎	2 / 3
	安全 四郎 / 安全 五郎	4 / 5

*3 「担当検査者番号」欄

この欄は、*1の「検査者番号」と同じ番号が入ります。

*4 「上記以外の検査項目」

法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法(大臣認定品)を用いた防火設備において、検査結果表の検査項目にない場合には(注意)⑩に合わせこの欄に検査項目を追加し、検査結果等を記入する。(P21の*8)

*5 特記事項

- 「特記事項」欄は、検査結果欄において「要是正」、「既存不適格」のほか、「要是正」に至らないまでも特記すべき事項があれば、関係する検査項目番号を記入のうえその具体的内容と改善策の具体的内容、改善(予定)年月を記入してください。

改善予定年月が具体的に決まっていない場合は「未定」と記入してください。

- 「特記事項」欄に記入しきれない場合は、別紙を検査結果表の後に添付してください。

*6 検査項目

- 総合的な作動の状況以外の検査項目は、前段の部分(例:連動機構)と後段の部分(例:煙感知器)からなりますが、前段の部分を省略して記入しても問題ありません。

(1) 別記第一号(防火扉)関係

別記第一号 (A.4)

※青字は記入例

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者	安全 太郎	1
その他の検査者	安全 次郎	2	

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		1	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○		1	
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○		1	
(4)	危害防止装置	作動の状況	* 1	○	○	1	
(5)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			1	
(6)	知器及び熱感知器	感知の状況	* 2	○		1	
(7)	温度ヒューズ装置	設置の状況	* 3	○	○	2	
(8)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		2	
(9)		結線接続の状況	○		2		
(10)		接地の状況	○		2		
(11)		予備電源への切り替えの状況		○		2	
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1	
(13)		容量の状況	○			1	
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	○			1	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	○			1	
(16)	総合的な作動の状況	* 4	防火扉の閉鎖の状況		○		1
(17)				防火区画の形成の状況	○		

上記以外の検査項目

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(4)	防火扉:危害防止装置	運動エネルギーが10Jを超えている(既存不適格)	ドアクローザーの調整(又は交換)	令和4年12月
(6)	連動機構:煙感知器	煙感知器の作動不良	煙感知器部品の交換	令和4年12月
(7)	連動機構:温度ヒューズ装置	異種用途区画に温度ヒューズを使用	現行法への適応が望まれる	
(11)	連動機構:連動制御器	自動的に予備電源に切り替わらない	電源切替え部品の交換	令和4年12月
(16)	総合的な作動の状況	防火扉が閉鎖しない	電源切替え部品の交換	令和4年12月

(1) 別記第一号(防火扉)の補足事項

(業務基準—P69～P114)

*1 (4)防火扉の危害防止装置の検査項目は、防火シャッターのように障害物に当たった場合に5cm以内で止まる装置はありませんが、ドアクローザーやフロアヒンジなどで運動エネルギーと閉鎖力を調整することになっていることから、取消線で抹消することはありませんので注意してください。

*2 (6)の検査事項は(16)または(17)の検査が行われるもの以外の感知器の感知の状況を確認します。
また、**検査事項のうち、(6)「感知の状況」の検査結果についてのみ、消防法令による検査記録は3ヶ月以内のもの、また、自主検査記録は1ヶ月以内の記録を採用することができます。**

(業務基準—P12、P13、P36、P92)

*3 温度ヒューズ装置がない場合は、この検査事項(7)は取消線で抹消します。温度ヒューズ装置のみの場合は、(5)(6)(8)～(15)の検査事項は取消線で抹消します。

*4 総合的な作動の状況

(業務基準—P108～P111)

(17)の検査事項は堅穴区画に設けられた防火扉が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入します。これに該当するものがない場合は、(17)を取消線で抹消します。

また、(16)の検査事項は堅穴区画に設けられた防火扉が感知器連動で1枚ずつ閉鎖する場合、又は面積区画や異種用途区画など、堅穴区画以外の防火区画に設けられた防火扉が閉鎖する場合に検査結果を記入します。これに該当するものがない場合には(16)を取消線で抹消します。

(17)防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況

(留意事項)

(業務基準—P110)

- ① 堅穴区画を有しない建築物の場合は、(17)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(16)の項の点検によって適合性が確認されているため、(17)の項の点検を行う必要はない。
- ② 複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(17)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、**長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定するように配慮すること。**
- ③ (17)の項の点検対象となる防火扉については、重複して(16)の項の点検を行う必要はない。
- ④ 点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内である防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。
- ⑤ 防火扉が一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人(点検に携わる者を含む。)が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがないよう、十分に考慮すること。
- ⑥ 数回の検査で全ての防火区画が検査できるよう計画的にすべての防火区画を対象とし実施すること。

(2)別記第二号(防火シャッター)関係

※青字は記入例

別記第二号(A4)

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	安全 太郎	1
	その他の検査者	安全 次郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要正		
				既存	不適格	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			1
*1 (2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
*1 (3)		スプロケットの設置の状況※				
*1 (4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○			1
(6)	防火シャッター	カーテン部	○			1
(7)		スラット及び座板の劣化等の状況	○			1
(8)	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○			1
(9)	ケース	劣化及び損傷の状況	○			1
(10)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		○		1
*2 (11)	*3 危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	○	1
*2 (12)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○	1
*2 (13)		危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○	1
*2 (14)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○	1
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			2
*4 (16)		感知の状況		○		2
*5 (17)	温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)	連動機構	スイッチ類及び表示灯の状況	○			2
(19)		結線接続の状況	○			2
(20)		接地の状況	○			2
(21)		予備電源への切り替えの状況	○			2
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			2
(23)		容量の状況	○			2
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	○			1
*6 (25)	手動閉鎖装置	設置の状況	○			1
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(9)	防火シャッター:まぐさ及びガイドレール	ガイドレールの溝幅が一部で変形し狭い	ガイドレール交換	未定
(10)	防火シャッター:危害防止装置	危害防止装置未設置(既存不適格)(11)~(14)も同じ	危害防止装置の設置	
(16)	連動機構:煙感知器	煙感知器の確認灯が点灯しない	煙感知器交換	令和5年1月
(25)	連動機構:手動閉鎖装置	手動閉鎖装置未設置(その他特記事項)	手動閉鎖装置の設置が望ましい	

(2)別記第二号(防火シャッター)の補足事項その1

(業務基準-P115~P168)

*1 (2)~(4)の検査項目

(業務基準-P117~P121)

駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)

※は、「日常的に開閉する防火シャッター」のみ記入します。

日常的でないものは対象外ですので、取消線で抹消してください。

「日常的に開閉する防火シャッター」とは、防犯上や管理上の目的で日常的に開閉するもので、頻繁に開閉があるため(2)~(4)の確認が必要となります。

*2 (10)~(14)危害防止装置

(業務基準-P134~P140)

「既存不適格」について

○関係規定の概要、○関係規定の主な改正経緯

(業務基準-P70、P71、P125、P126)

・令第112条(防火区画)

・昭和48年建告第2563号

(業務基準-P301)

・昭和48年建告第2564号

(業務基準-P304)

告示等の施行前に既に設置済で現法令に適合しないものは「既存不適格」となります。

「要是正」及び「既存不適格」の欄に○を付けてください。

*3 危害防止装置

(業務基準-P301)

人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、昭和48年建告第2563号(第一第二号イの、ただし書き)により危害防止装置の設置は対象外となります。

例：エスカレーターの側面や吹き抜け部分に設けられる防火シャッター等の竪穴区画の人の通らない部分等

*4 (16)の検査事項は(26)の項又は(27)の項の点検(検査)が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。

また、検査事項のうち、(16)「感知の状況」の検査結果についてのみ、消防法令による検査記録は3ヶ月以内のもの、また、自主検査記録は1ヶ月以内の記録を用いることができます。

なお、「(26)及び(27)の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(26)及び(27)の項で確認する。

(業務基準-P146)

*5 (17)温度ヒューズ装置

温度ヒューズ装置がない場合、この検査事項は取消線で抹消します。

*6 手動閉鎖装置

(業務基準-P160)

手動閉鎖装置が設置されていない場合には、検査結果表の特記事項欄に「手動閉鎖装置未設置」の旨を記載します。

検査結果表
(防火シャッター)

※青字は記入例

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者	安全 太郎	1
	その他の検査者	安全 次郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース		劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			

(26)	総合的な作動の状況	*7	防火シャッターの閉鎖の状況	○		1
(27)			防火区画の形成の状況		○	1
*8 上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		
(27)	総合的な作動の状況	一部の防火シャッターが閉鎖しない	ガイドレール交換等改修	未定		

*7 総合的な作動の状況

(27)の検査事項は堅穴区画に設けられた防火シャッターが感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入します。これに該当するものがない場合は(27)を取消線で抹消します。また、(26)の検査事項は堅穴区画に設けられた防火シャッターが感知器連動で1枚ずつ閉鎖する場合、又は面積区画や異種用途区画など、堅穴区画以外の防火区画に設けられた防火シャッターが閉鎖する場合に検査結果を記入します。これに該当するものがない場合には(26)を取消線で抹消します。

(27)防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況

(留意事項)

(業務基準-P164)

- ① 堅穴区画を有しない建築物の場合は、(27)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(26)の項の点検によって適合性が確認されているため、(27)の項の点検を行う必要はない。
- ② 複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(27)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、**長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定するように配慮すること。**
- ③ (27)の項の点検対象となる防火シャッターについては、重複して(26)の項の点検を行う必要はない。
- ④ 点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内である防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。
- ⑤ 防火シャッターが一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人(点検に携わる者を含む。)が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがないよう、十分に考慮すること。
- ⑥ 数回の検査で全ての防火区画が検査できるよう計画的にすべての防火区画を対象とし実施すること。

*8「上記以外の検査項目」の欄は、特定行政庁が検査項目を追加したときに記入する欄になっています。また、袖扉連動防火シャッターの防火扉部分に関する事項を記入するなど防火シャッターの大臣認定品に於いて(1)~(27)の検査項目になく、検査項目を追加する場合には、この欄に検査項目及び検査結果等を記入してください。

(3)別記第三号(耐火クロススクリーン)関係

※青字は記入例

別記第三号 (A4)

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者	安全 太郎	1
	その他の検査者	安全 次郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号		
			指摘なし	要是正 既存不適格			
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		1	
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	○		1	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		○		1
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		1	
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		1	
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		1	
(7)		危害防止装置 *1	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況		○		1
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		2	
(13)			感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		2	
(15)			結線接続の状況	○		2	
(16)			接地の状況	○		2	
(17)			予備電源への切り替えの状況	○		2	
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		2	
(19)			容量の状況	○		2	
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		1	
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		1	
(22)	総合的な作動の状況 *3	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況					
(23)		防火区画の形成の状況	○			1	

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(3)	耐火クロススクリーン:カーテン部	耐火クロスに亀裂があり、裏面まで貫通している。	耐火クロス取替	令和4年12月
(11)	耐火クロススクリーン:危害防止装置	閉鎖力が150Nを超えている。	调速機調整(又は交換)	令和4年12月

*1 (7)~(11)危害防止装置

(業務基準-P181~P189)

バランス式耐火クロススクリーンの場合、危害防止装置がないため、(7)~(10)は取消線で抹消します。ただし、(11)の作動の状況(運動エネルギー及び閉鎖力)は確認します。

*2 (13)感知の状況

(13)の検査事項は(22)又は(23)の検査が行われるもの以外の感知器の感知の状況を確認します。また、検査事項のうち、(16)「感知の状況」の検査結果についてのみ、消防法令による検査記録は3ヶ月以内のもの、また、自主検査記録は1ヶ月以内の記録を採用することができます。

*3 総合的な作動の状況

(23)の検査事項は堅穴区画に設けられた耐火クロススクリーンが感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入します。これに該当するものがない場合は(23)を取消線で抹消します。

また、(22)の検査事項は堅穴区画に設けられた耐火クロススクリーンが感知器連動で1枚ずつ閉鎖する場合、又は面積区画や異種用途区画など、堅穴区画以外の防火区画に設けられた耐火クロススクリーンが閉鎖する場合に検査結果を記入します。

これに該当するものがない場合には(22)を取消線で抹消します。

(23)防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況

(留意事項)

(業務基準-P211)

- ① 堅穴区画を有しない建築物の場合は、(23)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(22)の項の点検によって適合性が確認されているため、(23)の項の点検を行う必要はない。
- ② 複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(23)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定するように配慮すること。
- ③ (23)の項の点検対象となる耐火クロススクリーンについては、重複して(22)の項の点検を行う必要はない。
- ④ 点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内である防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。
- ⑤ 耐火クロススクリーンが一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人(点検に携わる者を含む。)が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがないよう、十分に考慮すること。
- ⑥ 数回の検査で全ての防火区画が検査できるよう計画的にすべての防火区画を対象とし実施すること。

(4)別記第四号(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)関係

防火設備対象のドレンチャー等は、非常に少ないので、対象が再度確認をお願いします。

別記第四号(A4)

検査結果表

(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

3. 検査結果図(別添1様式(A3))

(業務基準-P40、52)

検査結果図には、各階平面図に防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所を明記する。

作成方法

次のどちらかの方法で作成してください。

- ・ 各階の平面図を検査結果図(別添1様式(A3))に縮小等をして貼り付け作成する(A3サイズとする)。
 - ・ 検査結果図(別添1様式(A3))に”別添図面参照”と記入し、図面の一番前に添付する(A3サイズとする)。その後平面図を添付する(A4サイズ等も可)。
- * 平面図は防火設備の設置がない階を含め、原則全ての階の平面図を添付する。
付近見取図及び配置図は添付する必要はありません。
ただし、建築物の規模が大きく、同一階の図面が複数枚になる場合は、位置関係がわかる図面を添付してください。
- * 各階平面図には、**防火設備の種類**(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等)、**閉鎖方式**(煙感知器連動、熱感知器連動、温度ヒューズ式)、**設置されている箇所**、対象防火設備の設置されている**縦穴区画の位置**、**要是正や既存不適格の指摘があった箇所及び指摘の内容**、並びに要是正とされた部分を撮影した写真の位置及び**写真の番号**を明記してください。また、特記すべき事項がある場合は、当該箇所を図面に明記してください。
- * **対象防火設備が大臣認定品の場合は、図面に認定番号を記入してください。**
- * 対象防火設備の数が多い場合は、必要に応じ図面に階別、防火設備の種類別、数量一覧表を記入してください。



検査対象の防火設備が縦穴区画の1以上の階に設けられている場合は、その縦穴区画がわかるように各階表記する。

防火設備の数が多い場合は、階別、防火設備の種類別、数量の防火設備一覧表を表記する。

防火設備一覧表

防火設備の種類		枚数						計
		地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	
煙感知器連動	防火扉	1	0	1	1	0	0	3
	防火シャッター	1	1	1	2	1	1	7
	耐火クロススクリーン	3	3	3	3	3	3	18
温度ヒューズ式	防火扉	0	0	0	0	1	1	2

(10)~(14)危害防止装置の未設置(既存不適格)
(25)手動閉鎖装置未設置(その他特記事項)

(11)閉鎖力が150Nをこえている(写真○)

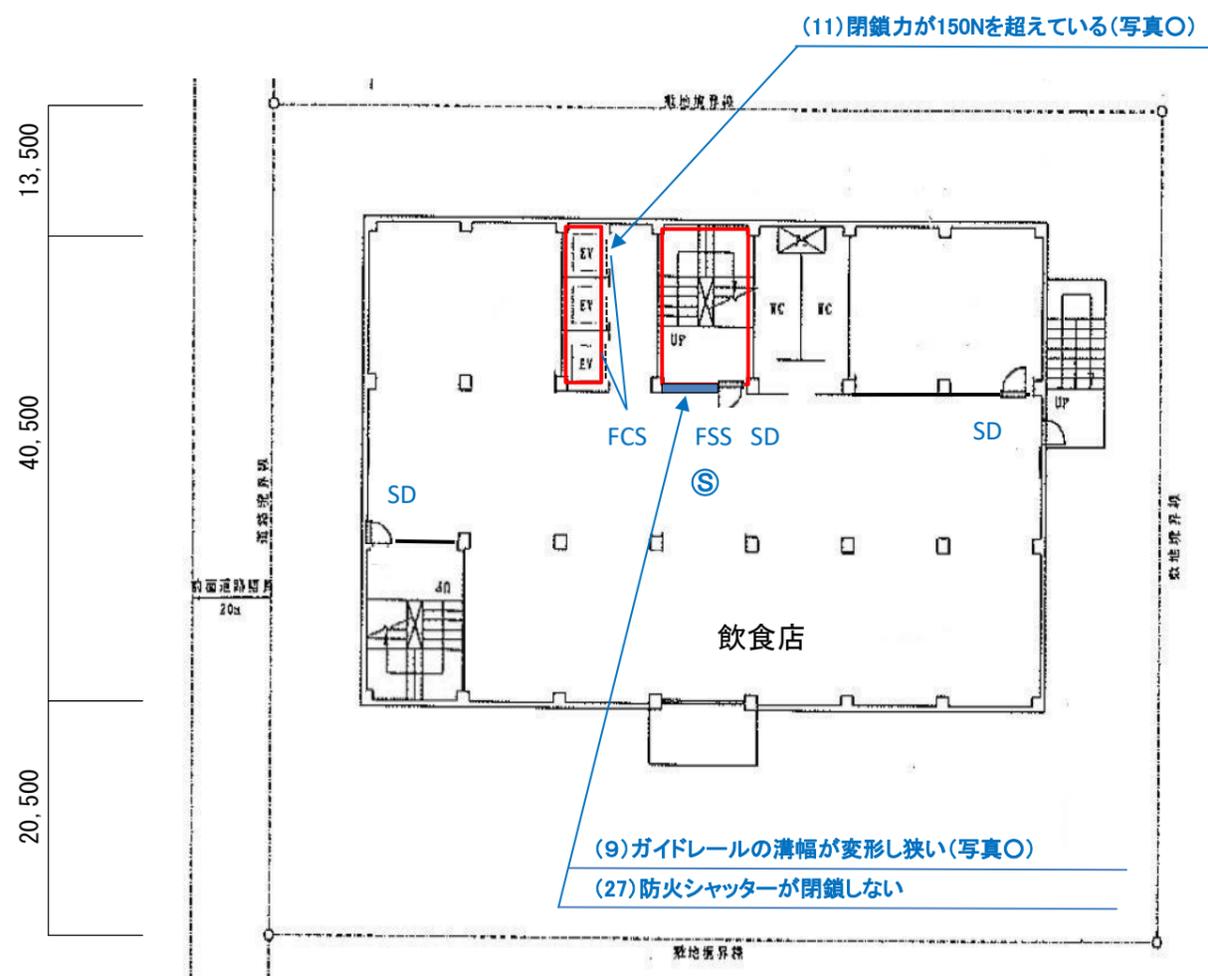
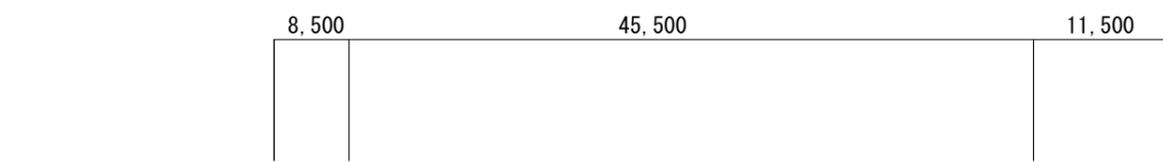
【地下1階】

防火設備を記号等で表記する場合は凡例を記入する。
(防火設備の種類、閉鎖方式がわかるようにする。)

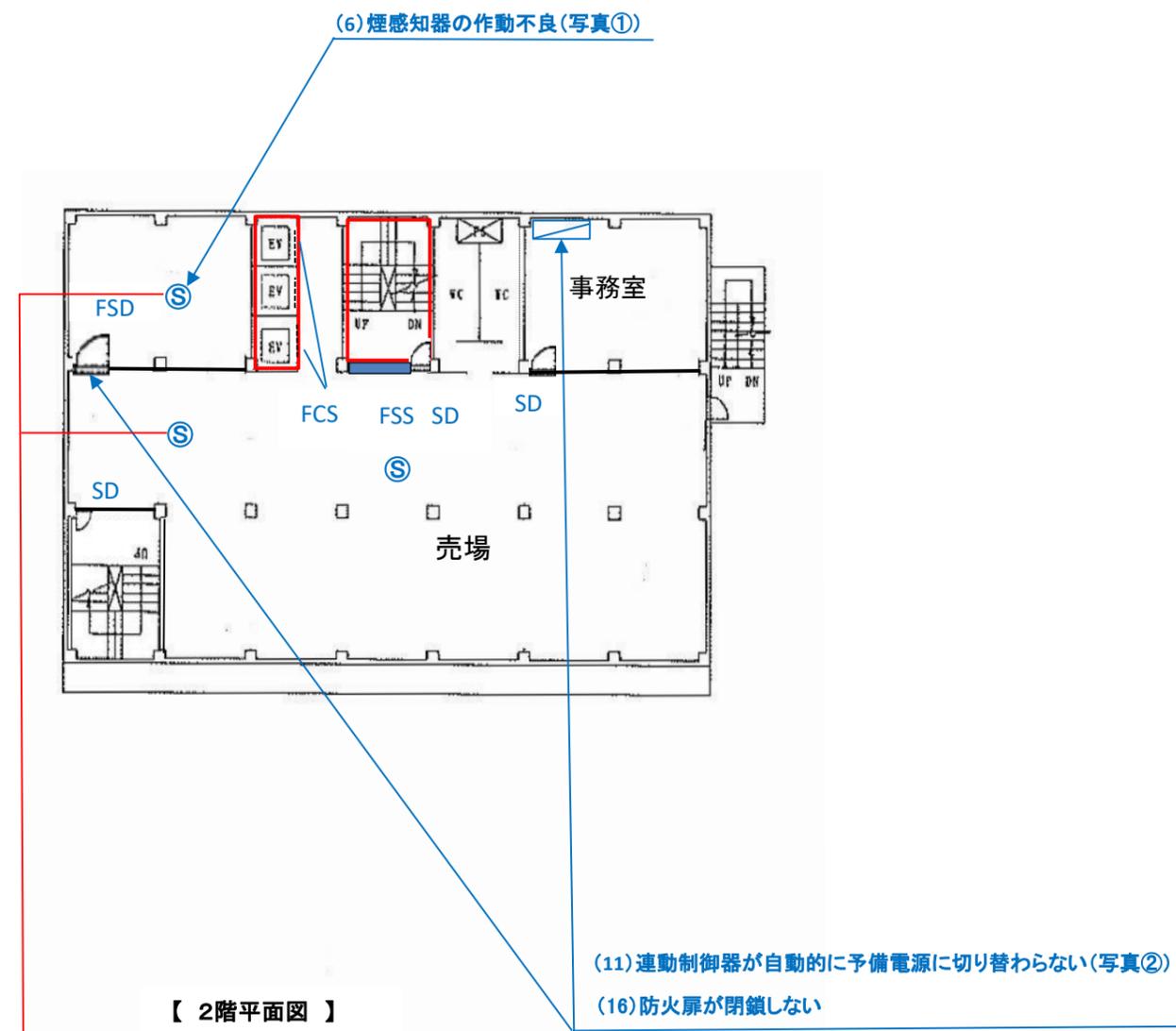
凡例:

FSS	煙感知器連動 防火シャッター	SD	常時閉鎖式防火扉
FSD	煙感知器連動防火扉		
FCS	煙感知器連動 耐火クロススクリーン	Ⓢ	煙感知器
TSD	温度ヒューズ式防火扉		縦穴区画 (対象防火設備に限る)

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘 (特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記すること。



【1階平面図 (配置図)】



【2階平面図】

防火設備連動用の感知器の位置を表記すると検査結果表の項目について、判断がしやすくなる。必要に応じ表記。

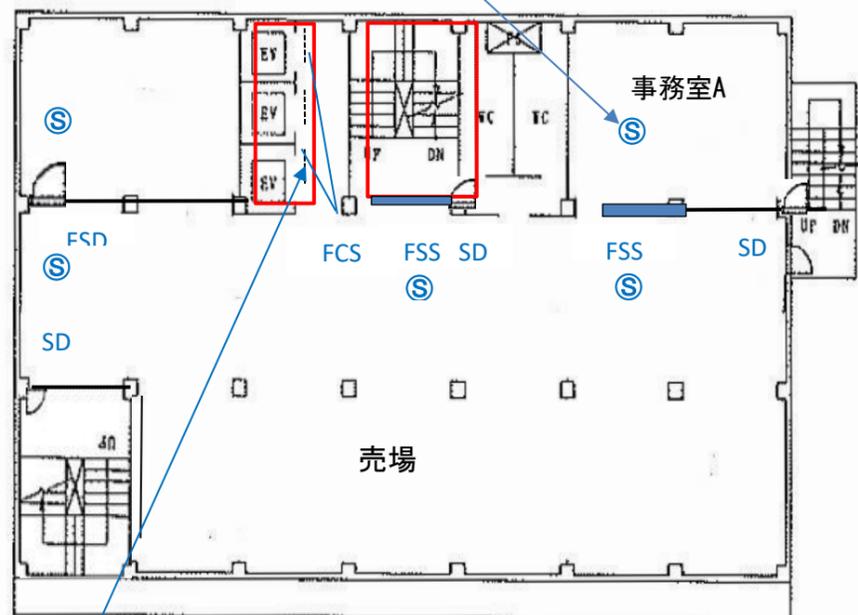
注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘 (特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記すること。

(16) 煙感知器の確認灯が点灯しない(写真○)

5階

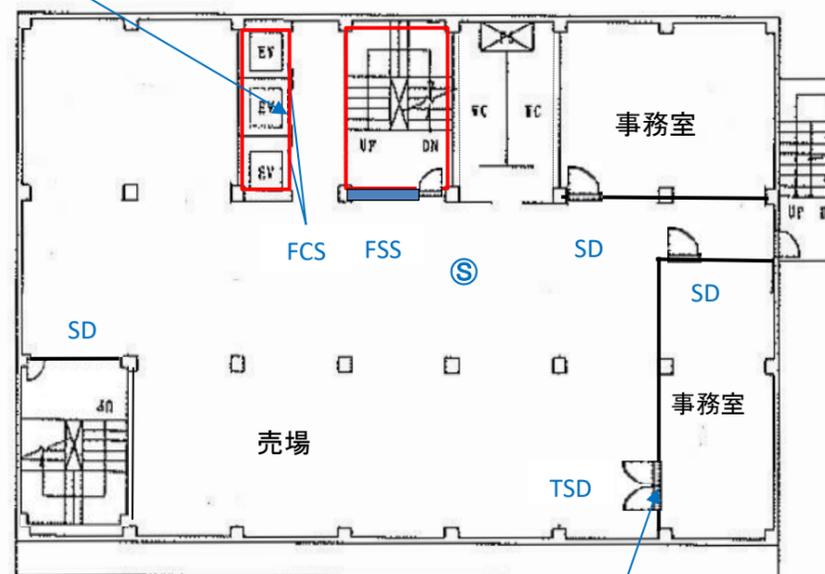
(11) 閉鎖力が150Nを超えている(写真○)

平面図がいくつかの階を兼ねる場合は、指摘事項の防火設備の階数を明示する。



(3) 耐火クロスに亀裂があり、裏側まで貫通している(写真○)

【 3階 平面図 】



4・5階

(7) 温度ヒューズを使用 (既存不適格)

4階

(4) 運動エネルギーが10Jを超えている (既存不適格)

【 4・5 階平面図 】

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘 (特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記すること。

4.関係写真 別添2様式(A4)について

(業務基準-P40)

- (1) 写真は、要是正(「既存不適格」を除く)とされた検査項目がある場合には、必ず図面の後ろに添付してください。「既存不適格」や「特記事項」の写真は基本的に添付する必要はありませんが、特記すべき事項があれば必要に応じて添付してください。
- (2) 撮影した写真を「関係写真」(別添2様式(A4))の用紙に貼付し、検査結果表の番号、検査項目を記入し、検査結果欄は「要是正」又は「その他」のいずれかにチェックし、特記事項欄には指摘の具体的内容等及び写真の番号を記入してください。特記事項欄には改善の具体的内容等は記入しないでください。「要是正」とされた検査項目ごとに主たる写真を添付してください。
要是正箇所が複数ある場合、関係写真の用紙を追加して添付してください。

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。 * 1
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

補足事項

***1 ③ の記入例**

別記第1号 (A4)

検査結果表
(防火扉)

番号	検査項目	検査事項	
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複	
(6)		合式感知器及び熱	
(7)		感知器	

***2** 同じ内容で複数の項目を要是正にした場合、「番号」の欄に列記するか、又は「特記事項」の欄にその旨を記入するか、のいずれかの表記とし写真を兼用することができる。

5.定期検査報告概要書

* 青字は記入例

第三十六号の九様式(第六条、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)

* 定期検査報告概要書 (防火設備) (第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○○○ ダイヒョウトリシマリヤク サイトマ タロウ
【ロ. 氏名】 株式会社 ○○○○ 代表取締役 埼玉 太郎
【ハ. 郵便番号】 336-00××
【ニ. 住所】 さいたま市南区鹿手袋○-△-× ○○ビル2階

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ ○○カンリ ダイヒョウトリシマリヤク サイトマ ジロウ
【ロ. 氏名】 株式会社 ○○管理 代表取締役 埼玉 次郎
【ハ. 郵便番号】 330-00××
【ニ. 住所】 さいたま市浦和区常盤○-△-× ××ビル1階

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 さいたま市浦和区常盤○-△-×
【ロ. 名称のフリガナ】 ××ビル
【ハ. 名称】 ××ビル
【ニ. 用途】 飲食店・物品販売業を営む店舗

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【5. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
 予定なし (理由:)

(台帳番号: J - 03 -04-○○○○)

* この様式は「定期検査報告書(防火設備)」に記入した内容と同一の内容を記入します。
第二面は要是正の指摘(既存不適格を含む)がある場合のみ作成し、第一面に添付します。

指摘なしの場合は、第二面を添付する必要はありません。

1.定期検査報告書の記載方法を参照してください。

概要書の記載については、記入すべき項目が「定期検査報告書(防火設備)」とほぼ同様ですので、
「定期検査報告書(防火設備)」の記載例の解説を参照してください。

(留意事項)

1.【所有者】・【管理者】の電話番号は、記入しないでください。

2.検査者印による訂正は認められていませんので、

再度概要書を作成してください。

※概要書については、閲覧及び交付の対象となる書類になりますのでご注意ください。

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
 【ロ. 建築面積】 1,882.75 m²
 【ハ. 延べ面積】 9,213.75 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 46 年 6 月 10 日 第 0000 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和 47 年 3 月 25 日 第 0000 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 4 年 11 月 8 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 3 年 11 月 10 日 報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 第 000000 号
 防火設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン 知ウ
 【ハ. 氏名】 安全 太郎
 【ニ. 勤務先】 株式会社〇×設計事務所
 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録 第 0000 号
 【ホ. 郵便番号】 330-0000
 【ヘ. 所在地】 さいたま市大宮区××××-〇-〇 安心ビル5階
 【ト. 電話番号】 048-000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 防火設備検査員 第 B△△△△△△△△ 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 アンゼン ジロウ
 【ハ. 氏名】 安全 次郎
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】 330-0000
 【ヘ. 所在地】 さいたま市大宮区××××-〇-〇
 【ト. 電話番号】 048-000-0000

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 () 階) 階避難安全検証法 () 階)
 全館避難安全検証法 その他()

【ロ. 防火設備】

防火扉 (5 枚) 防火シャッター (7 枚)
 耐火クロススクリーン (18 枚) ドレンチャー (台)
 その他 (台)

【6. 備考】

6. 定期検査業務について

(業務基準－P69～P278)

防火設備定期検査にあつたては、業務基準第6編 防火設備検査項目解説に従い検査を行い
検査結果表を作成してください。

掲載について

1.防火扉

(業務基準－P69)

防火扉		
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況
<p>【解説】</p> <p>(1) 閉鎖の障害となる物品の放置の状況</p> <p>防火扉は、火災時には自動的に閉鎖しなければならない。 <u>防火扉の軌跡の範囲内に物品が置かれていたりすると、防火扉が閉鎖することが出来ず、火災拡大を防止することが出来ない。</u>このような状態は危険であるので、検査員は検査報告書に危険な状態であることを記載し是正を求めること。 物品を置かれないようにするために、防火扉の軌跡の範囲を床に表示するなどの処置を推奨するのもよい。</p>		

【解説】部分は告示の規定ではないが、検査基準とする。

○検査方法：目視により確認する。

(業務基準－P70)

防火扉の軌跡の範囲内に物品が置かれていたりしないか目視により確認する。

○判定基準

要是正:物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。

この判定基準により、要是正の場合は検査結果表の検査結果の「要是正」欄に○印を、指摘がない場合は「指摘なし」欄に○印を記入する。

(業務基準－P36)

○関係規定の概要

・令第112条(防火区画)

《面積区画、竪穴区画、異種用途区画、その他の区画》

定期報告を必要とする防火設備は、防火区画に取付けられる防火設備です。

その他の区画は、埼玉県建築基準法施行条例(参考資料を参照)に規定する防火区画などが該当します。

(第二面)【6.防火設備の検査の状況】【ロ. 指摘の概要】 (業務基準－P25(注意)⑭参照)

要是正の指摘のあった防火設備が設置されている防火区画の種類を()内に記入してください。

・関係告示

(業務基準－P74、P126)

○関係規定の主な改正経緯

検査結果表「検査結果の既存不適格」の欄の判定

防火設備の「設置時期」と「内容」から既存不適格を判断してください。

第2編 防火設備 定期検査報告書の提出について

1 定期検査報告書の提出について

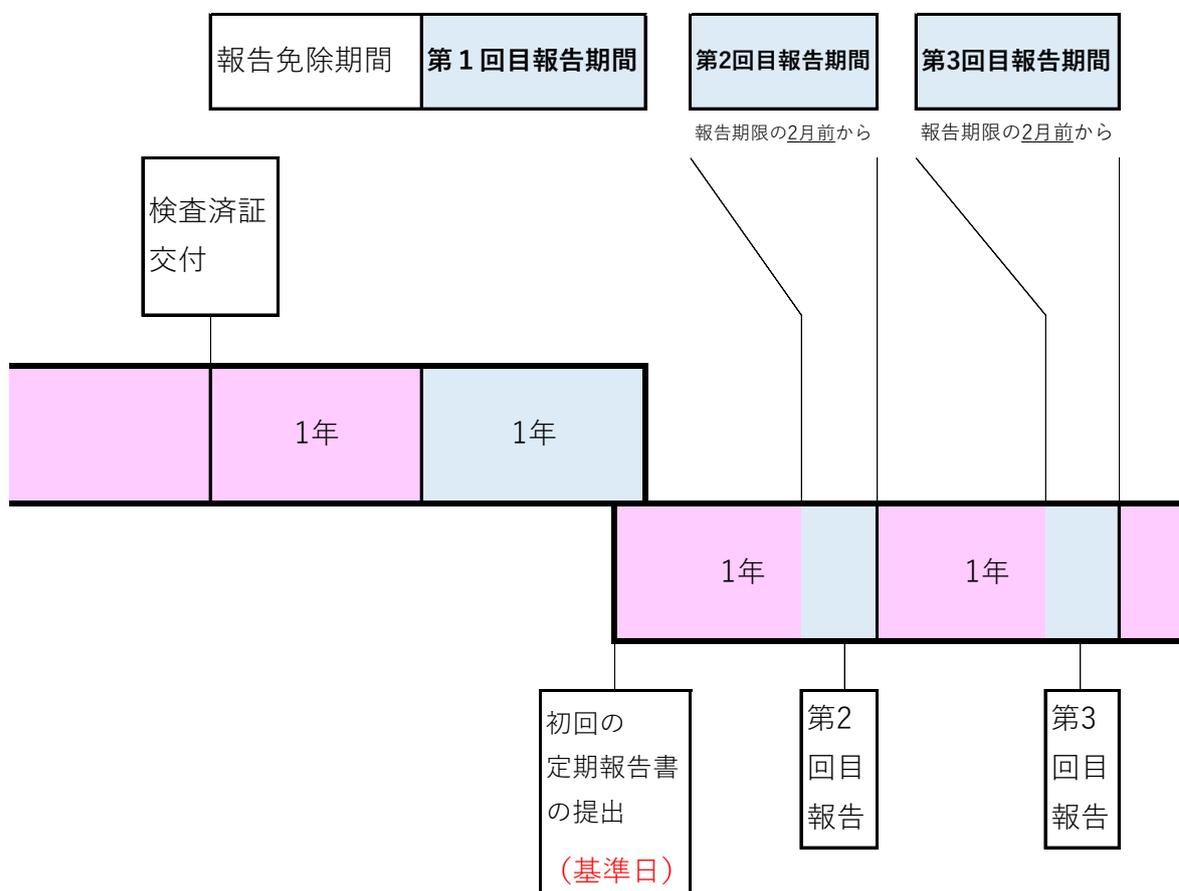
(1) 定期検査報告書の提出について

各特定行政庁の建築基準法施行細則の規定により、防火設備定期検査報告の時期は「1年ごと」とされています。

なお、この時期は「検査済証」の交付を受けた「直後の時期を除く」としており、建築基準法に基づく「検査済証」の交付を受けた直後の1年間は報告義務はありません。(報告免除期間)

このことからその次の1年間は、初回の報告時期となります。それ以降は初回の報告日を「基準日」とし、1年毎に検査報告をしていただきます。

なお、検査済証の交付を受けた直後の1年間に報告書を提出しても差し支えありません。



報告書の検査日は、報告日の2月以内のものです。

(2) 定期検査報告書の流れ

① 特定行政庁からの提出のご案内(お知らせ)

建築安全協会は各特定行政庁の承認を受け建築物の管理者又は所有者(以下「報告義務者」といいます。)へ定期報告のお知らせを送ります。

② 検査業務を依頼

お知らせを受けた管理者又は所有者は、検査資格者に検査業務(以下「検査」といいます。)を依頼します。

検査資格者は一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員です。

建築安全協会では、講習会参加者名簿をホームページに載せていますのでご利用ください。

③ 検査業務の実施

依頼を受けた検査資格者は、防火設備定期検査業務基準に基づき当該防火設備の検査を行います。

④ 定期報告書の作成

検査を行った検査資格者は、この作成要領を参考にして『定期報告書』(正本・副本及び概要書)を作成します。

⑤ 定期報告書の提出

検査資格者は報告書を受付窓口である建築安全協会に提出します。

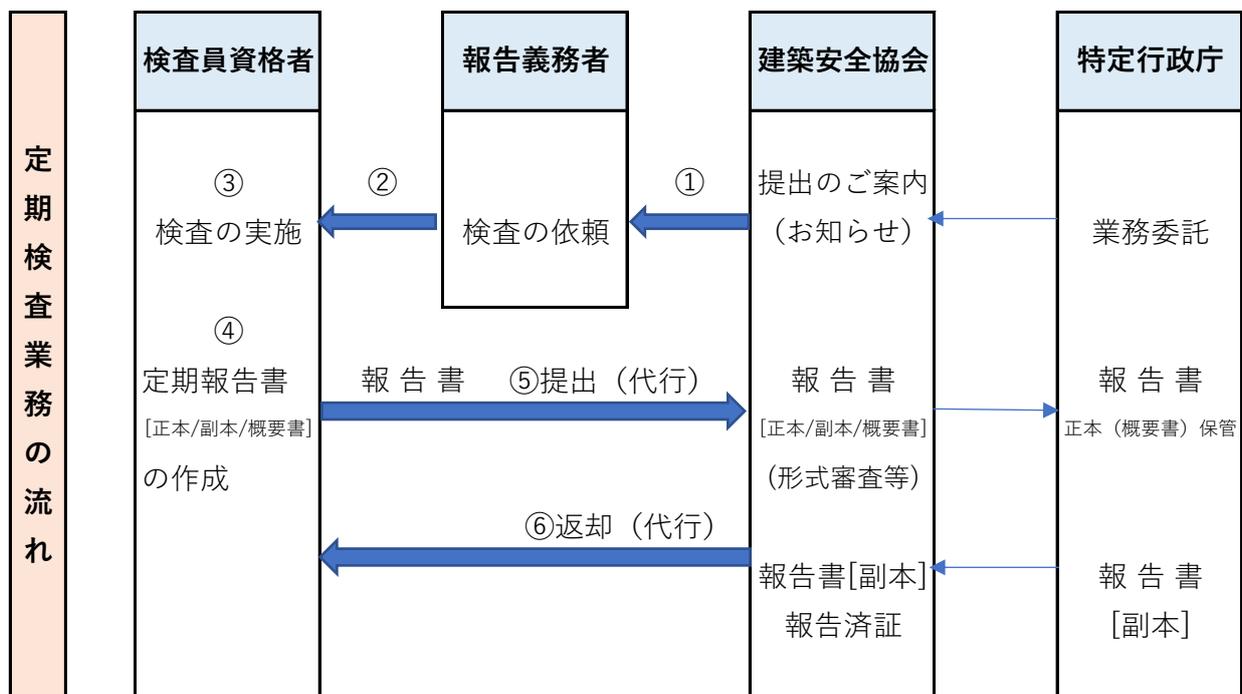
⑥ 副本及び報告済証の返却

建築安全協会は報告書の形式審査等を行いその書類を各特定行政庁に送ります。

各特定行政庁は、報告書を受理し副本を建築安全協会に戻します。

建築安全協会は、その副本に報告済証を添付し検査資格者に返却します。

以上、一連の流れを図にすると次のようになります。



2 書類の作成方法について

(1) 書類の綴じ方について

(正) 特定行政庁用

【報告書 1)～4)】



(副) 報告者返却用

【報告書 1)～4)】



- 1) 定期検査報告書(防火設備)第一面～第三面
 - ・ 第二面(別紙)は、3人以上で検査した場合のみ添付してください。
 - ・ 第三面は、不具合の把握なしの場合は省略できます。
- 2) 検査結果表
 - ・ 別記第一号～第四号:対象となる防火設備の結果表を添付してください。
- 3) 検査結果図(別添1様式(A3))各階平面図
- 4) 関係写真(別添2様式(A4))
 - ・ 要是正の指摘(既存不適格を除く)がある場合に添付してください。

* 1)2)4)はA4(タテ)、3)のA3(ヨコ)はZ折りでA4に折り、綴じ込んでください。

検査結果図に於いて様式に依らず各階平面図を添付する場合は、別添1様式(A3)に“別添図面参照”と記入したものを添付し、その後ろに各階平面図を添付してください。

* 1)定期検査報告書、2)検査結果表、3)検査結果図、4)関係写真をまとめて、左上1点ホチキスで留めてください。概要書も第二面の添付がある場合は別にホチキスで留めてください。

(2) 提出部数について

報告書は、片面印刷(両面印刷不可)とし、正本副本の2部と概要書1部を作成し、送付明細書を添付してください。

防火設備 定期検査報告書 送付明細書

複数枚にわたる場合は、必要枚数を作成してください。
また、発送日を記入してください。

令和 4 年 11 月 15 日

会社名：株式会社 ○×設計事務所

連絡先

住所：〒 330-0000 さいたま市大宮区×××××-○-○

安心ビル5階

ご提出される書類の責任者情報を記入してください。
内容についてお問い合わせをすることがあります。
なお、名刺を添付いただいても結構です。

電話番号：048-0000-0000

FAX番号：048-0000-00××

会社番号：○○××

担当者名：安全 太郎

メールアドレス：×××××××@×.××.or.jp

ご記入ください。
不明のときはお問い合わせください。

※名刺添付でも可

No.	台帳番号	建築物名称	検査日	面積 (○を付けてください)	備考
1	A-xx-xx-xxxx	○○劇場	9月15日	1・2・3	
2	B-xx-xx-xxxx	△△公民館	10月1日	1・2・3	
3	C-xx-xx-xxxx	××病院	10月20日	1・2・3	
4	E-xx-xx-xxxx	◎◎マンション	11月1日	1・2・3	
5				1・2・3	
6				1・2・3	
7				1・2・3	
8				1・2・3	
9				1・2・3	
10				1・2・3	

各建築物の面積を下記の凡例に基づいて、○を付してください。

請求先及び副本返却先が上記に記載された会社名、
連絡先と異なる場合は、それぞれ記入してください。
なお、上記記載と同じ場合は、空欄としてください。

凡例 (延べ面積) 1 : 3,000 m²以内
2 : 3,000 m²を超え~10,000 m²以内
3 : 10,000 m²を超えるもの

以下は、報告検査会社と異なる場合に、記入してください。

請求書宛先

会社番号：○×○×

住所：〒 ***-***-*** さいたま市南区×-○-△

会社名： ○○調査事務所

電話番号： 048-***-***

副本返却先

会社番号：○×××

住所：〒 ***-***-*** 川口市×-○-△

会社名： ○○建設株式会社

電話番号： 048-***-***

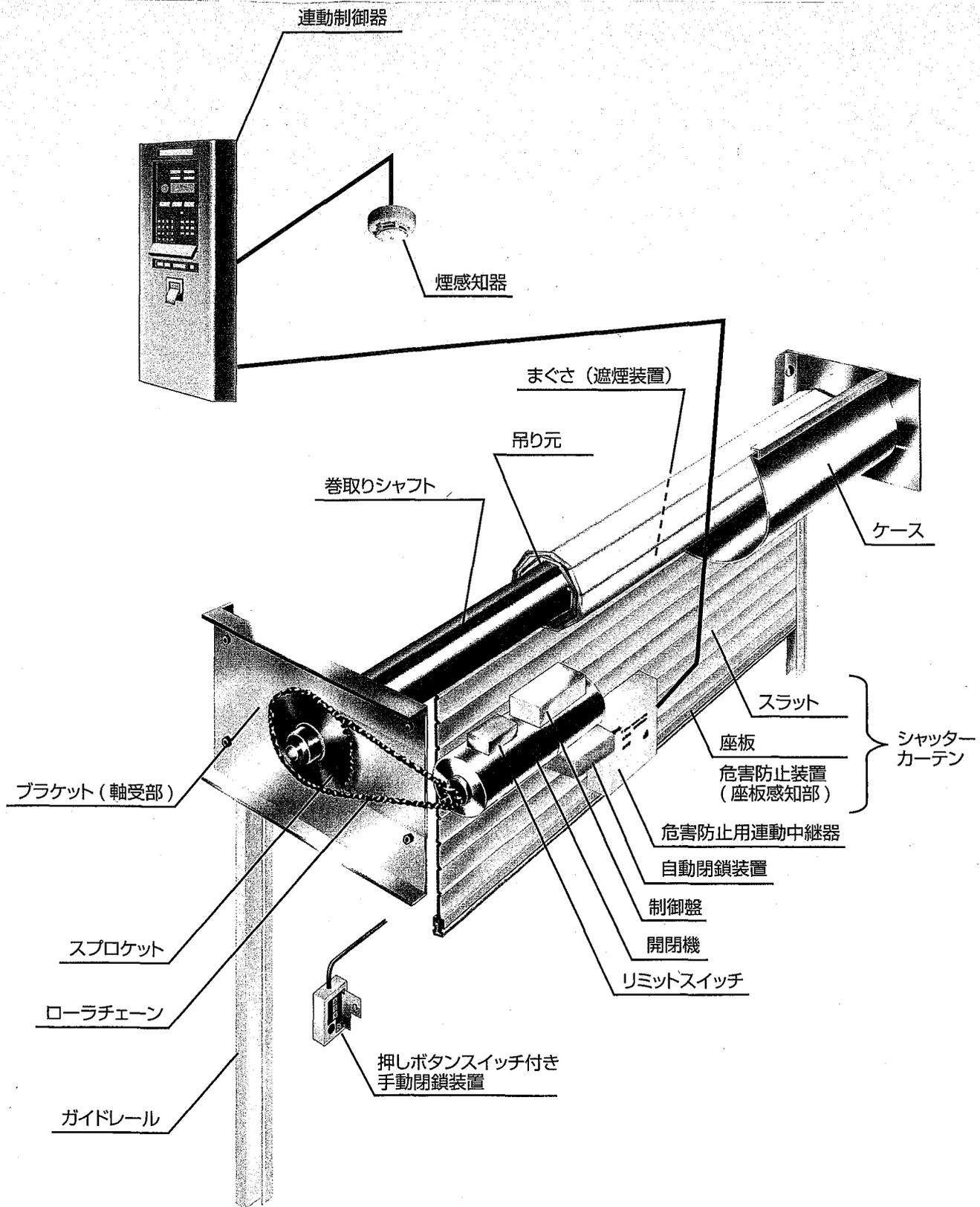
※建築安全協会記入欄

到着確認印

受付印

破線より下欄は、建築安全協会記入欄です。
空欄のままにしてください。

防火設備各構成部品の名称(講習者向け防火シャッター参考例)



「参考資料」

定期報告が必要な特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等

【対象】(い)欄の用途等に供する部分の規模等が(ろ)欄のいずれかに該当するもの。(凡例) A:その用途に供する床面積の合計をいいます。

	用途等(い)	規模等(ろ) いずれかに該当するもの	報告の間隔		
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>200 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 主階が1階にないもの ・ 客席の部分のA≧200 m²*3 ・ 地階の A>100 m² 	2年		
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>500 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 客席の部分のA≧200 m²*3 ・ 地階の A>100 m² 			
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る) 就寝用途の児童福祉施設等*1	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>500 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 2階のA≧300 m²(病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設があるものに限る)*3 ・ 地階の A>100 m² 			
	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階の A>100 m² 			
	児童福祉施設等*2(入所施設があるものに限る、就寝用途の児童福祉施設等*1を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>500 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 地階の A>100 m² 			
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6階以上の階にあるもの 		3年	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 2階のA≧300 m²*3 ・ 地階の A>100 m² 			
	寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階の A>100 m² ・ 2階のA≧300 m²*3 ・ 地階の A>100 m² 			
	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>2,000 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² 	2年		
	体育館(学校に附属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>2,000 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ A=2,000 m²*3 	2年		
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>2,000 m² ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ A=2,000 m²*3 	3年		
	物品販売業を営む店舗(床面積が10 m ² 以内のものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>1,500 m²、かつ、2階以上の階にあるもの ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 2階のA≧500 m²*3 ・ 地階のA>100 m² ・ A≧3,000 m²*3 	2年		
	百貨店、マーケット又は展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階のA>100 m² ・ 2階のA≧500 m²*3 ・ A≧3,000 m²*3 ・ 地階のA>100 m² 			
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階又は3階以上の階にあるもの ・ A>1,500 m²、かつ、2階にあるもの ・ A≧3,000 m²*3 ・ 2階のA≧500 m²*3 			
事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ A>2,000 m²、かつ、6階以上の階にあるもの 				
建築設備	換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く) 排煙設備(排煙機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けるものを除く)	上記の特定建築物に設けられるもの	1年		
	防火設備	火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する次の防火設備(防火ダンパーを除く) ・ 防火扉 ・ 防火シャッター ・ 耐火クロススクリーン ・ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	次のいずれかの建築物に設けられるもの ①上記の特定建築物に該当する建築物 ②以下に掲げる用途のうち、A≧200 m ² の建築物 ・ 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・ 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・ 就寝用途の児童福祉施設等*1	1年	
		昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	次に掲げるものを除く。 ・ かがが住戸内のみを昇降するもの ・ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター	1年
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光用エレベーター、観光用エスカレーター ・ ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの 	毎年4月及び10月(ただし使用期間が連続して6月以内のものは毎年使用開始前1月に1回)	

注意

*1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号に掲げるもの

(第 2 号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第 3 号:助産所、第 4 号:盲導犬訓練施設、第 5 号:救護施設及び更生施設、第 6 号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第 7 号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第 8 号:母子保健施設、第 9 号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

*2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

*3 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く

○ 建築物用途の区分

平成30年4月1日現在

一戸建ての住宅
長屋
共同住宅
寄宿舍
下宿
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
幼稚園
小学校
義務教育学校
中学校、高等学校又は中等教育学校
特別支援学校
大学又は高等専門学校
専修学校
各種学校
幼保連携認定こども園
図書館その他これらに類するもの
博物館その他これらに類するもの
神社、寺院、教会その他これらに類するもの
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
保育所その他これらに類するもの
助産所
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
病院
巡査派出所
公衆電話所
郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
地方公共団体の支庁又は支所
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
工場（自動車修理工場を除く。）
自動車修理工場
危険物の貯蔵又は処理に供するもの
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
ホテル又は旅館
自動車教習所
畜舎
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場

日用品の販売を主たる目的とする店舗
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
食堂又は喫茶店
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
事務所
映画スタジオ又はテレビスタジオ
自動車車庫
自転車駐車場
倉庫業を営む倉庫
倉庫業を営まない倉庫
劇場、映画館又は演芸場
観覧場
公会堂又は集会場
展示場
料理店
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
ダンスホール
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
卸売市場
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
農業の生産資材の貯蔵に供するもの
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）
その他

※赤字は、平成30年4月1日に改正施行された部分を示しています。

○埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年 埼玉県条例第37号)(抄)

第5節 車庫等

(敷地)

第30条 次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に自動車の車庫又は修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のものに限る。以下「車庫等」という。)を建築してはならない。ただし、第1号から第4号までの道路又は場所について、車庫等の規模又は周囲の状況により通行の安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(他の用途部分との区画)

第35条 建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 車庫等と他の部分とを区画する準耐火構造の界壁を設け、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。

第8節 興行場等

(客席の定員の算定方法)

第43条の2 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は客席の床面積が200平方メートル以上の集会室を有する集会場の用途に供する建築物(以下「興行場等」という。)の客席の定員は、次に定める方法により算定するものとする。

(客席の部分と舞台の部分との区画)

第53条 客席の定員の合計が300人を超える興行場等には、客席の部分と舞台(花道等を除く。)の部分との境界を直上階の床又は小屋裏まで達する準耐火構造の額壁で区画しなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

- 2 前項の額壁には、その上部にドレンチャーその他これと同等以上の防火性能を有する設備を設け、及びその開口部に随時開放できる自動閉鎖の令第112条第1項の特定防火設備を設けなければならない。ただし、客席の定員の合計が1,500人以下で額壁の開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けた場合においては、この限りでない。

埼玉県内特定行政庁の定期報告担当課一覧表

(令和4年4月1日現在)

行政庁名 (担当課)	所在地及び電話番号	所管する定期報告事務
埼玉県		
◎建築物、建築設備及び防火設備の報告に関すること		
川越建築安全センター	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 049-243-2102 (代)	
所管する市町村	朝霞市、入間市、小川町、越生町、川島町、坂戸市、志木市、鶴ヶ島市、ときがわ町、滑川町、鳩山町、飯能市、東秩父村、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、吉見町、嵐山町、和光市	左の市町村内にある建築物、建築設備及び防火設備
熊谷建築安全センター	〒360-0841 熊谷市新堀500 048-533-8776 (代)	
所管する市町	加須市、神川町、上里町、行田市、羽生市、深谷市、本庄市、美里町、寄居町	左の市町村内にある建築物、建築設備及び防火設備
秩父駐在	〒369-1871 秩父市下影森1002-1 0494-22-3777 (代)	
所管する市町	小鹿野町、秩父市、長瀨町、皆野町、横瀬町	左の市町村内にある建築物、建築設備及び防火設備
越谷建築安全センター	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 048-964-5294 (直)	
所管する市町	伊奈町、桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町、戸田市、蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、八潮市、吉川市、蕨市	左の市町村内にある建築物、建築設備及び防火設備
◎昇降機及び遊戯施設（昇降機等）の報告に関すること		
埼玉県 (建築安全課)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5511 (直)	各建築安全センター所管の市町村の全ての昇降機等
さいたま市 (建築行政課)	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1534 (直)	さいたま市内にある対象物件の全て
川口市 (建築安全課)	〒344-8511 川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎内 048-258-1110 (代)	川口市内にある対象物件の全て
川越市 (建築指導課)	〒350-8601 川越市元町1-3-1 049-224-5974 (直)	川越市内にある対象物件の全て
所沢市 (建築指導課)	〒359-8501 所沢市並木1-1-1 04-2998-9180 (直)	所沢市内にある対象物件の全て
越谷市 (建築住宅課)	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 048-963-9235 (直)	越谷市内にある対象物件の全て
上尾市 (建築安全課)	〒362-8501 上尾市本町3-1-1 048-775-5111 (代)	上尾市内にある対象物件の全て
草加市 (建築指導課)	〒340-8550 草加市高砂1-1-1 048-922-0151 (代)	草加市内にある対象物件の全て
春日部市 (建築課)	〒344-8577 春日部市中央6-2 048-736-1111 (代)	春日部市内にある対象物件の全て
狭山市 (建築審査課)	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 04-2953-1111 (代)	狭山市内にある対象物件の全て
新座市 (建築開発課)	〒352-8623 新座市野火止1-1-1 048-477-1111 (代)	新座市内にある対象物件の全て
熊谷市 (建築審査課)	〒360-0195 熊谷市中曾根654-1 大里庁舎内 0493-39-4815 (直)	熊谷市内にある対象物件の全て
久喜市 (建築審査課)	〒346-0024 久喜市北青柳1404-7 第二庁舎内 0480-22-1111 (代)	久喜市内にある対象物件の全て

防火設備 定期検査報告書作成要領
[埼玉県内・令和4年11月版]

令和4年11月発行

編集協力 埼玉県内特定行政庁

編集・発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会
〒336-0031
さいたま市南区鹿手袋4-1-7(建産連会館内)
TEL 048-865-0391 : FAX 048-845-6720
